## 岩手県告示第 689 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成18年6月2日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東和薄衣線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員		延	長
東磐井郡藤沢町黄海字下河原 146番 4 地先から字本沢 127		A	m		m
番 11 地先まで	新		43.4~3.0		1,130.0
	材	В			
			$52.6 \sim 9.0$		1,006.0
	旧	A			
			43.4~3.0		1,130.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
  - (2) 期間 平成18年6月2日から同年7月2日まで